

杉並区上井草スポーツセンター※及び 杉並区妙正寺体育館の 指定管理者募集要項

杉並区体育施設において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び杉並区体育施設等に関する条例（昭和 32 年条例第 3 号）の規定に基づき、指定管理者を募集します。

なお、杉並区上井草スポーツセンター※（上井草体育館・上井草運動場・上井草温水プール）及び杉並区妙正寺体育館は、2 施設を一つのグループとして募集するため、一部施設のみの応募はできません。

※杉並区上井草スポーツセンターの名称について

本募集要項に記載した「杉並区上井草スポーツセンター」は、上井草体育館・上井草運動場・上井草温水プールの 3 施設が一体的に設置された複合施設の総称名（通称名）として区が使用しているものです。応募に際してもこの総称名（通称名）を使って差し支えありません。

指定管理者は、施設運営を通して地域との連携や積極的な情報公開のほか、環境問題や防災・減災、ジェンダー平等の実現などを区と共に取り組む主体であり、区は、指定管理者と連携して満足度の高い施設運営につなげていくという、設置者としての責任があります。こうしたことを踏まえ、区は、指定管理者を、公共サービス提供のパートナーとし、連携を密にするとともに、地域の実情を最も理解している地域住民等と指定管理者・区がアイデアを出し合うことで、ニーズに沿った満足度の高い施設運営と地域の活性化を目指すこととしています。

こうしたことを、内外に明確に示していくために、杉並区における指定管理者制度は「杉並区施設運営パートナーズ制度」との愛称を用います。

令和 8 年(2026 年) 4 月

杉並区

問合せ先

この募集に関する手続き、日程に関するお問合せ先は次のとおりです。

杉並区 区民生活部 スポーツ振興課 施設管理係 砂岡・栗林・池畑

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区役所東棟 6階

電 話 03-3312-2111 (代表) 1695 (内線)

電子メール SP-SINKO@city.suginami.lg.jp

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日除く）、午前9時から午後5時まで

※募集要項に記載された事業、建物、設備、申請書類記載内容など、応募に関する質問は、募集要項記載の方法に限ります。

※申し込み後の審査等の途中経過に関するご質問にはお答えできません。

<目次>

1	公募の趣旨	1
2	公募の概要	1
3	指定管理業務の基本方針	3
4	管理運営対象施設について	4
5	施設の開場時間等	6
6	管理運営に要する経費	7
7	業務に関する遵守事項	10
8	区と指定管理者の責任分担	13
9	災害発生時の対応	17
10	管理責任者の指定	18
11	募集に関する事項	19
12	選定及び審査に関する事項	24
13	協定に関する事項	26
14	事業実施状況の区による確認等	27
15	留意事項	27
16	その他	30

○様式

- ・指定管理者指定申請書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- ・団体概要（様式4）
- ・企画提案書（様式5）
- ・募集説明会及び現地見学会参加申込書（様式6）
- ・募集要項に関する質問書（様式7）
- ・辞退届（様式8）

○別紙

- ・業務の基準（別紙1）
- ・図面（別紙2）
- ・応募書類一覧（別紙3）
- ・応募書類作成要領（別紙4）

○参考資料

- ・上井草スポーツセンター外1施設の現状（実績ほか）

1 公募の趣旨

杉並区（以下「区」という。）は、「始める 続ける 広がる スポーツを通じた絆のあるまち」を将来像とする、杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」（以下「計画」という。）を定め、区民が将来にわたり自主的にスポーツ・運動に親しみ、健康で豊かに過ごすことができる地域をつくる取組を進めています。体育施設は、そのための重要な地域の拠点となるものであり、より多くの区民にとって、スポーツ・運動を「始める」「続ける」場となり、人と人、人と地域、地域と地域のつながりが「広がる」ことで、地域コミュニティの場となることを目指しています。

区では、こうした体育施設の管理運営について、多様化する区民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者の持つノウハウを生かし、各種サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図るために、平成18年度から「指定管理者制度」を導入しています。

本募集要項は現指定管理者の指定期間が令和8年度末をもって満了することに伴い、令和9年度以降の指定管理者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めたものです。

杉並区上井草体育館・上井草運動場・上井草温水プール及び杉並区妙正寺体育館の4施設を一つのグループとして一つの指定管理者にゆだねることにより、4施設を含む地域を面として捉えたサービスの提供とスケールメリットを生かした効率的な運営を図っていきます。

当該グループは、区北部に位置し、駅からのアクセスが良い上井草スポーツセンターは、弓道場、プール、屋外運動場など幅広い設備を備える区内最大規模の体育施設です。

また、運動場外周にはジョギングやウォーキングができるエリアがあり、気軽に健康づくりを楽しめる場として親しまれています。

このような充実した設備を効果的に活用し、幅広い利用者層の多様なニーズに応える事業展開が期待されます。

一方、妙正寺体育館は、住宅街に立地し日常的に利用できる身近で親しみやすい運動施設です。

これら2施設の特徴を最大限に生かし、スポーツを通じた子どもの体力向上に加え、高齢者や障害のある方も利用しやすい環境の整備、多様なプログラムの提供などを通じて、多くの区民にとっての運動機会の確保となる身近な体育施設として、地域に愛される施設運営となることを期待しています。

指定管理者の応募に当たりますは、以上の点を考慮のうえ応募してくださいますようお願いいたします。

2 公募の概要

(1) 対象施設の名称

① 杉並区上井草体育館

杉並区上井草運動場

杉並区上井草温水プール

（総称して「上井草スポーツセンター」という。）

② 杉並区妙正寺体育館（以下「妙正寺体育館」という。）

※ 上記4施設を以下「上井草スポーツセンター外1施設」という。

(2) 根拠条例等

杉並区体育施設等に関する条例（以下「条例」という。）及び杉並区体育施設等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）※区の公式ホームページで公開しています。

(3) 指定管理業務の範囲

- ① 施設の管理運営に関する業務
- ② 施設等の維持管理に関する業務
- ③ スポーツ振興事業に関する業務
- ④ その他の業務

※詳細については別紙1「業務の基準」を参照してください。

(4) 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

※期間の始期は、現指定管理者の期間満了日の翌日です。

※指定管理者の指定の議決（令和8年第3回区議会定例会・令和8年10月を予定）から指定期間の開始前日までは準備期間となります。

(5) 公募及び選定方式

公募型プロポーザル方式により、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）を行います。一次審査により、適切な管理を行うことができると認められる上位3者程度の提案を選定し、二次審査を経て、最高得点を得た事業者を指定管理者候補者（以下「候補者」という。）として選定します。

(6) 選定委員会の設置について

公募及び選定に当たっては、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき、「杉並区体育施設指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置・審査し、施設の運営に最も適していると認められる指定管理者候補者を選定します。なお、選定委員会は非公開で開催します。

(7) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、第二次審査の対象となった全ての応募者へ通知します。共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに通知します。なお、選定結果については、後日、区公式ホームページに公表します。

(8) 指定及び協定の締結

杉並区議会において指定管理者の指定議決後、指定管理者は区と細目について改めて協議を行い、指定管理者の指定に関して必要な協定を締結することとします。

（協定の詳細については、26ページの「13 協定に関する事項」を参照してください。）

3 指定管理業務の基本方針

体育施設の管理運営に当たっては、次の基本方針に基づいて行うこととします。

(1) 地域のスポーツ活動の拠点としての機能の充実

地域のスポーツ活動の拠点として、地域住民のライフスタイルに応じた多様なスポーツ活動の場と、参加の機会を提供します。

(2) 誰もが気軽に利用できる健康・体力づくりの場の提供

子どもから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、区民の誰もが気軽に健康・体力づくりのために利用でき、健康づくりの拠点としての役割を担います。

(3) 世代を超えた交流が図れ、地域コミュニティの核となる施設の運営

スポーツ活動等を通じた幅広い世代の交流と、地域住民の交流が図られるよう配慮した、コミュニティ活性化に資する施設運営を行います。

(4) 施設のある地域一帯を元気にする取組の実施

施設利用者や来場者だけでなく地域の住民に、その地域ならではの取組を行うことにより、スポーツ・運動の魅力を発信し、杉並区スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」の実現を目指します。

(5) 利用者に対するサービスの向上と効率的な管理運営

利用者に対し、親切・丁寧な対応を行うとともに、常に利用者の満足度を把握するように努め、サービスの向上を図ります。また、必要かつ十分な管理運営及び事業実施を実現しながら経費の無駄を省き、効率的な管理運営に努めます。

(6) 区及び団体等との連携による施設の運営

区の施策を理解し、区と十分に協議し、地域団体及び社会体育団体と連携協力しながら施設運営を行います。

(7) 施設の特徴を生かした取組の実施

上井草スポーツセンターにおいては、駅からのアクセスが良く、弓道場、プール、屋外運動場など幅広い設備を備える区内最大規模の体育施設であることを生かし、幅広い利用者層の多様なニーズに応える取組を行います。

妙正寺体育館においては、住宅街に立地し、日常的に利用できる身近で親しみやすい運動施設であることを生かした取組を行います。

4 管理運営対象施設について

指定管理者が一体的に管理運営する施設は、次のとおりとします。

(1) 上井草スポーツセンター

開 設 平成10年2月

所 在 地 杉並区上井草3丁目34番1号

敷地面積 45,082.71 m²

構 造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
地下1階地上3階建

施設規模 建築面積 6,155.76 m²

延床面積 10,279.17 m²

そ の 他 敷地は全て東京都水道局の所管であり、区が使用許可を得て設置。

施設内容

名称	主な使用内容
グラウンド (運動場・野球場)	軟式野球・ソフトボール(4面)、サッカー(1面)、ミニサッカー(2面) (人工芝。ナイター設備なし)
庭球場	硬式・軟式テニス(4面) (人工芝。ナイター設備あり)
弓道場	28m6人立、アーチェリー兼用
小運動場(ゲートボール場)	ゲートボール(2面)、フットサル(2面) (人工芝。ナイター設備あり)
体育館(1,055.92 m ²)	バスケットボール(メイン1面、又はサブ2面)、バレーボール(メイン1面、又はサブ2面)、バドミントン(6面)、パドルテニス(4面)等
小体育室(321.00 m ²)	バドミントン(1面)、パドルテニス(1面)、エアロビクス、体操、剣道、卓球等
温水プール	25m公認プール 25m×13m 6コース 水深1.2m~1.35m 幼児用プール 15m×9m 水深0.4m/0.75m
トレーニングルーム (250.20 m ²)	心肺持久力強化系 22台以上 筋力強化系 15台以上
会議室(第一会議室、第二会議室)	ともに定員36名で1室としても利用可能
駐車場	機械式(50台)、身体障害者用(平置2台)
自転車駐輪場、バイク置き場	自転車300台程度
グラウンド外周通路	一周650m ジョギング可
こどもの広場	(住民に無料で提供する)

(2) 妙正寺体育館

開 設 平成 28 年 10 月
所 在 地 杉並区清水 3 丁目 20 番 12 号
敷地面積 3668.20 m²
構 造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造
地下 1 階地上 1 階建
施設規模 建築面積 1,240.72 m²
延床面積 2,448.61 m²

施設内容

名称	主な使用内容
庭球場	硬式・軟式テニス（2面） （人工芝。ナイターなし）
体育館（763.94 m ² ）	バスケットボール（メイン1面、又はサブ2面）、バレーボール（メイン1面、又はサブ2面）、バドミントン（4面）、パドルテニス（4面）等
小体育室（290.14 m ² ）	ダンス、エアロビクス、体操、剣道、卓球等
会議室	定員 24 人
駐車場	身体障害者用（2台）荷捌き用（1台）
自転車駐輪場、バイク置き場	自転車 70 台程度

5 施設の開場時間等

(1) 開場時間

開場時間は、規則のとおりとします。

ただし、杉並区体育施設の管理運営に関する要綱により、以下のとおり開場時間の延長をできるものとしています。

施設名	名称	延長時間	備考
上井草スポーツセンター	運動場（野球場を含む。）	①午前6時～午前8時 ②午後5時～午後7時	①3月1日から11月30日までの期間で申込みがあったとき。ただし、月曜日は使用できない。 ②4月1日から8月31日までの期間で申込みがあったとき。
	庭球場	午前6時～午前8時	3月1日から11月30日までの期間で申込みがあったとき。
	体育館	午後9時～午後10時までの1時間	午後9時までの貸切使用者が、午後10時までの延長を申し出たとき。
	トレーニングルーム	午後9時～午後10時30分までの1時間30分	申込みがあったとき。ただし、日曜日及び祝日は、使用できない。
	温水プール	①午後9時～午後10時30分までの1時間30分 ②午前7時から午前9時までの2時間	①申込みがあったとき。ただし、日曜日及び祝日は、使用できない。 ②祝日として定められた海の日から8月31日までの期間で申込みがあったとき。
妙正寺体育館	体育館	午後9時～午後10時までの1時間	午後9時までの貸切使用者が、午後10時までの延長を申し出たとき。

また、施設の管理運営に支障がない場合で、指定管理者の提案により、区が認めるときは、開場時間を延長することができます。

(2) 休場日

休場日は、規則のとおりとします。

ただし、指定管理者の提案により、区が認めるときは、開場することができます。

また、施設の安全管理上必要と判断した場合は、臨時休場をすることができます。

	定例休場日	年末年始
上井草スポーツセンター	毎月第3木曜日	12月28日から1月4日まで
妙正寺体育館	毎月第2木曜日	

(3) 施設等の使用の承認等

指定管理者は、施設等の使用の承認、不承認及び承認の取消し等を行うものとします。区では、施設の設置目的に沿った活用を図るため、優先使用の枠を設けており、使用の承認を行うに当たっては、規則に従うものとします。

なお、使用の承認等の処分を行う場合、杉並区行政手続条例が適用され、指定管理者はその範囲において行政庁として同条例に規定する責務を負うものとします。

※優先使用の詳細については別紙1「業務の基準」2ページを参照してください。

6 管理運営に要する経費

(1) 会計年度

管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料

応募に当たっては、区が指定管理者に年度ごとに支払う指定管理料の見込金額（応募者による試算）を提示してください。

指定管理期間の5年分の**指定管理料の上限は、総額17億2,800万円（税込）**を予定しています。この額を上限とし、上記記載の管理施設の範囲及び期間を鑑みるとともに、人件費や物価上昇等も見据えて、各年度の指定管理料を算出してください。

※（様式5）企画提案書「2-7 収支計画書 見本」を参照してください。

指定管理料は、区と指定管理者で協議の上、本施設の管理運営に要する経費の見込み額から収入見込み額を差し引いた額で、応募時の企画提案書と収支計画書の内容を勘案し、区の予算の範囲内において、指定管理者に支払います。

① 指定管理料の基本的な考え方

区は、指定管理料を以下のように考え、指定管理者との協議をします。

区が支払う指定管理料は、指定管理業務に要する支出予定額から指定管理者の収入見込である利用料金収入とスポーツ振興事業収入額を差し引いたものを基本とします。

$$\text{指定管理料} = \text{管理運営経費} - (\text{①利用料金収入} + \text{②スポーツ振興事業収入})$$

② 指定管理料は、会計年度ごとに定め、区と指定管理者の協議のうえ、後述する当該年度の年度協定書に規定します。区の支払いは四半期ごとの分割払いを原則とし、詳細は基本協定書に定めます。

③ 毎年度の指定管理料は、原則として年度途中の補正を行いません。ただし、不可抗力により施設の運営に大きな変更があった場合は、この限りではありません。

〈過去3年間の指定管理料実績(参考)〉

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上井草スポーツセンター	178,150,000円	182,309,000円	206,532,000円
妙正寺体育館	44,764,200円	47,088,000円	51,189,000円

(3) 収入

① 利用料金収入

ア 利用料金制度の採用

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用し、施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、条例及び規則で定められた額となります。また、利用料金は定期的に見直しを行う予定ですが、提案は現在の利用料金で行ってください。見直した場合については、改めて各年度の指定管理料決定のための協議の際、料金見直しに伴う影響額を、区と指定管理者の間で協議を行うこととします。

ウ 利用料金の収入年度

利用料金の収入年度は、施設等の利用日の属する年度とします。

ただし、杉並区公共施設予約システムにおけるクレジットカード決済及び券売機におけるキャッシュレス決済を行った利用料金は、利用料金の支払い処理を行った日の属する年度とします(キャッシュレス決済及びクレジットカード決済については、別紙1「業務の基準」1ページを参照)。

エ 利用料金の減額又は免除

指定管理者は、規則第11条に該当する場合は、利用料金の減額又は免除を行うことができるものとします。

オ 利用料金の還付

指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとします。ただし、規則第12条に該当する場合には、その全部又は一部を還付することができるものとします。

② スポーツ振興事業における教室等の事業収入

スポーツ振興事業として、区が定めた指定管理者の業務として義務付けている教室等(別紙1「業務の基準」9ページ)に伴う収入は、指定管理者の収入となります。

なお、指定管理者が実施する自主事業に係る経費及び収入は、指定管理料の対象外となります。

③ 自主事業収入

自主事業として、指定管理者が提案により実施する事業(別紙1「業務の基準」10ページ)に伴う収入は、指定管理者の収入となります。(設置目的に反しないものに限りです。)

ア 教室等事業収入

- イ 物販事業収入
- ウ 自動販売機、複写機等の収入

(4) 支出

① 管理運営経費

指定管理者が負担する経費は、原則として指定管理者が行う維持管理・運営業務に伴う経費、外部委託したときの委託料等の経費、その他管理運営に必要な全ての経費を含みます。

- ア 人件費
- イ 事務費
- ウ 光熱水費
- エ 設備・機器等の保守管理費、清掃費
- オ 修繕費、工事費

原則として、1件130万円未満(消費税及び地方消費税を含む)のものは指定管理者、130万円以上のものは区が実施するものとします。

※詳細については別紙1「業務の基準」6ページを参照してください。

カ 賃借料

② 備品について

備品については、区の備品を使用するものとします。区の備品となっているもの(1件で税抜き5万円以上)の買い替えについては、区が対応するものとします。

なお、指定管理者は、自己の責任と負担において、新たな備品を購入又は調達できることとします。その場合は、あらかじめ区と協議をし、承認を得ることとします。

(5) 経理と管理口座

指定管理業務、自主事業、指定管理者となった法人その他の団体の会計を明確に分離し、指定管理に関する事業報告等で説明できるよう、会計事務は独立させてください。注意事項は以下のとおりです。

① 会計の独立

指定管理者としての会計は、指定管理者となった法人その他の団体それ自体の会計とは分離、独立させてください。また、指定管理業務、自主事業についても、説明が可能な状態で管理するものとします。

② 口座の独立

指定管理者の業務に関する経費及び収入は、指定管理業務以外の業務に係るものと区分して経理し、現金は金融機関に専用の口座を設けて管理するものとします。

7 業務に関する遵守事項

(1) 関係法令等の遵守

当該施設を運営するに当たっては、次に掲げる法令等の内容を理解し、遵守するものとします。

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）
- ・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・施設維持、設備保守点検に関する関係法令
- ・杉並区体育施設等に関する条例（昭和 32 年杉並区条例第 3 号）
- ・杉並区体育施設等に関する条例施行規則（平成 29 年杉並区規則第 40 号）
- ・杉並区体育施設の管理運営に関する要綱（平成 29 年杉並第 155 号）
- ・杉並区社会体育団体の登録に関する要綱（平成 29 年杉並第 156 号）
- ・杉並区自治基本条例（平成 14 年杉並区条例第 47 号）
- ・杉並区個人情報の保護に関する条例（令和 5 年杉並区条例第 6 号）
- ・杉並区情報公開条例（昭和 61 年杉並区条例第 38 号）
- ・杉並区行政手続条例（平成 7 年杉並区条例第 28 号）
- ・杉並区環境基本条例（平成 9 年杉並区条例第 3 号）
- ・杉並区環境及びエネルギー管理取扱要綱（平成 22 年杉並第 69626 号）
- ・杉並区防災対策条例（平成 14 年杉並区条例第 9 号）
- ・杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成 16 年杉並区条例第 17 号）
- ・杉並区暴力団排除条例（平成 24 年杉並区条例第 5 号）
- ・杉並区物品管理規則（昭和 35 年杉並区規則第 18 号）
- ・杉並区体育施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則（平成 29 年杉並区規則第 42 号）
- ・杉並区小・中学生の体育施設等使用時間に関する要綱（平成 29 年杉並第 159 号）
- ・杉並区体育施設の駐車場の管理運営に関する規則（平成 29 年杉並区規則第 41 号）
- ・杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 24 号）
- ・杉並区プールの衛生管理等に関する条例施行規則（昭和 50 年杉並区規則第 52 号）
- ・杉並区公契約条例（令和 2 年杉並区条例第 16 条）
- ・上記のほか区との協議により特定された法令等

(2) 個人情報の保護及び情報公開

① 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の漏えいを防ぐとともに、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人

に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

正当な理由なく、又は不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき罰則が科せられます。

② 情報公開

指定管理者は、公の施設の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

なお、情報公開に関する事項を協定書に記載するとともに、指定管理者に情報公開に関するマニュアルの作成を義務付けることとします。

(3) 業務の委託等及び第三者との関係

① 指定管理業務の委託の制限

ア 指定管理者は、本指定管理業務を一括して第三者に委託する又は請負わせることはできません。

イ 本指定管理業務の一部を第三者に委託する又は請負わせる場合は、あらかじめ区と協議し、承諾を得てください。

ウ 本指定管理業務の一部を第三者に委託する又は請負わせる場合は、区内の業者を選定し、区民の雇用を優先するよう努めてください。

エ 第三者との委託契約の締結に当たっては、区の委託契約条件に倣い、暴力団等排除に関する特約条項を設けてください。

オ 第三者に委託し、又は請け負わせる場合にも、杉並区公契約条例の内容が適用されます。詳しくは、杉並区公式ホームページをご覧ください。

カ プロポーザルの公正性、透明性の観点から、原則として、プロポーザルで競合した事業者は委託先とすることができません。ただし、委託の範囲や内容を踏まえ、本業務への影響が少ないと認められる場合には、区の承認により委託をすることができます。

キ 第三者に委託し、又は請け負わせる場合で、更にその一部の業務を別の者に委託し、又は請け負わせる場合であっても、上記アからカが適用されます。

② 第三者の設置する自動販売機等

区が指定管理者以外の第三者に行政財産目的外使用許可を出して、自動販売機等を設置させることがあります。この自動販売機等の光熱水費は設置者が負担するもので、指定管理者と設置者（代理人を含む）とで直接精算します。なお、販売収入は、指定管理者の収入とはなりません。精算を要する設置物件は以下のとおりです。

<令和7年度>

施設名	設置箇所	設置物（内容）	数量
上井草スポーツセンター	○体育館棟2階 ラウンジ ○プール棟2階 ギャラリー	自動販売機（清涼飲料水）	2台
妙正寺体育館	○1階ラウンジ ○地下1階エレベーター付近	自動販売機（清涼飲料水）	2台

(4) 障害者の雇用機会の拡大と障害者就労施設等からの物品等の調達

① 障害者の雇用機会の拡大

指定管理者は、障害者の雇用さらには就労支援など、障害者の雇用機会の拡大に努めるものとします。

② 障害者就労施設等からの物品等の調達

施設の管理運営に当たり、物品等の調達は、「令和7年度障害者就労施設等からの物品等調達方針」（※区公式ホームページ内、お知らせ一覧から参照できます（日付：2025年7月1日））を踏まえ、障害者就労施設等からの調達に努めるものとします。

(5) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

利用料金には消費税が内税で含まれています。このため、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が必要となるため、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

(6) 公契約条例の適用

当該業務は、杉並区公契約条例第2条第3号に規定する特定公契約に該当し、区が定めた下限額以上の賃金の支払い等が適用されます。そのため、条例の内容を十分に理解いただき、協定を締結することとなります。

【参考 杉並区公契約条例：指定管理協定に係る労働報酬下限額の推移】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,138円	1,231円	1,400円	1,500円

（1時間当たり）

詳しくは、杉並区公式ホームページをご覧ください。

(7) 環境負荷低減への取組

環境負荷の低減を図るため、「区立施設への再生可能エネルギー電力調達の取組方針」の趣旨に則り、100%再生可能エネルギー電力(実質再生可能エネルギー電力を含む。)を調達することを原則とします。電力調達に当たっては、各電力会社が提供する電力メニューを比較検討する等、適切に見積った上で行ってください。

8 区と指定管理者の責任分担

(1) 業務の責任分担は、次表のとおりとします。(○は許可及び指示等)

項 目		指定管理者	区
応募、指定管理開始までの準備作業		◎	
施設の運営・管理に関する業務、スポーツ振興事業、自主事業、その他(連絡・調整、調査・報告、記録の保管等)		◎	
施設、設備の維持管理(清掃、施設保守点検、設備等法定点検、警備、植栽、安全衛生管理、光熱水費支出、消耗品等の交換、調査・報告、記録の保管等)、環境保全		◎	
施設の 法的管理	使用許可、許可の取消し	◎	
	目的外使用許可		◎
利用料金制度に伴う料金徴収業務		◎	
スポーツ振興事業、自主事業による収入		◎	
施設の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの	◎	
	指定管理者が購入した備品	◎	
	小規模修繕(1件130万円未満の修繕) ^{※1}	◎	○
	大規模修繕(1件130万円以上の修繕) ^{※2}		◎
	それ以外のもの	◎	● ^{※3}
業務に係る各種保険加入		◎	
利用者、周辺住民等からの苦情・要望等対応		◎	● ^{※3}
区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増			◎
物価・金利変動に伴う経費の増		◎	
事故対応(被害者対応、関係機関への報告等)		◎	● ^{※3}
指定管理者の管理の瑕疵に起因する情報漏洩、犯罪発生等		◎	
火災	指定管理者の瑕疵に起因するもの	◎	
	その他、犯罪等によるもの	協議事項	
災害時対応 (緊急時対応マニュアルの整備、待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等)		◎	○

災害復旧(本格復旧)	復旧(大規模災害からの本格復旧)	● ^{※3} ※4	◎
	開館時間の変更等による収支の増減	協議事項	
管理瑕疵責任	設計や構造にかかわるもの		◎
	日常の運営や修繕にかかわるもの	◎	
指定解除による損害(指定管理者の責めに帰すべき事由による)		◎	
事業終了時の費用(指定期間が終了した場合、または指定期間途中において指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理者を辞退する場合等における業務引継ぎ及び撤収費用)		◎	

※1 特に事情があると認められる場合は、指定管理者と区で協議の上、区の負担において行うことがあります。

※2 大規模修繕には計画修繕を含みます。指定管理者の見積りが130万円以上であっても、区において再度見積もった結果が130万円未満の場合は、指定管理者の負担で実施することとします。

※3 「●」は、状況に応じて協議可能とする事項です。

※4 休館、工事への協力等

(2) リスク分担は、次表のとおりとします。

種類	内 容	負 担 者		
		指定管理者	区	協議
物価の変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの	○		
法令等の変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税含む)率の変更			○
	法人税・法人住民税率の変更	○		
	事業所税率の変更	○		
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
管理運営内容の変更	区の政策による変更		○	
	指定管理者の発案による変更			○
需要の変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの	○		
管理運営の中断・中止	区に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	それ以外のもの			○

利用者等への損害賠償	区に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者に帰責事由があるもの	○		
	区と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断・中止			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、感染症の流行、戦乱、内乱、侵略、暴動など
 なお、平時における施設利用者の増減は、不可抗力に含まない。

(3) 設備・備品等の分担

① 設備、什器、備品類（以下、設備等という）

本指定管理に要する建物の設備等については、区が指定管理者に無償貸与します。

なお、指定管理者は、区の所有する備品類について、杉並区物品管理規則等に従い、細心の注意を払って管理してください。管理の不備による破損・故障については、指定管理者の負担で修復していただきます。

② 設備等の賃貸借

本指定管理に要する備品の賃貸借についての取扱いは、次のとおりです。これらに要する光熱水費は、指定管理料に含めます。

品目	区とリース会社の契約期間	取扱い
公共施設予約システム(さざんかねっと) 管理用端末2台、プリンタ1台、及びタッチパネル1台 ※接続機器、ケーブル類、回線等を含む。	令和11年11月30日まで	指定管理期間を通じて、区から指定管理者に無償貸与を行う。
タッチパネル式自動券売機 3台 ※上井草スポーツセンターに設置	2台：令和10年3月31日まで 1台：令和12年3月31日まで	

※すべての品目について、上記の契約期間満了後も、区とリース会社で契約し、指定管理者に無償貸与する。

③ 消耗品の責任分担

本指定管理に要する消耗品は、指定管理者が指定管理料で購入します。ただし、次のものは区が購入します。

ア 公共施設予約システムのトナー、厚紙

イ 区の統一した施策として行う事業に要するもので、区が自ら購入する必要を認めたもの

④ 什器と備品（以下、備品類という）の買い替え

備品類の買い替えは、原則として区の予算で行います。買い換えた備品類は、区の所有とします。

⑤ 設備等を含む建物構造変更の禁止

指定管理者は、区の承認無くして施設の構造に変更を加えてはなりません。指定管理者が修繕を行う場合は、あらかじめ区と協議するものとします。ただし、建物の構造や配線、配管等に影響を与えないものは、この限りではありません。

⑥ 指定管理者による設備等の設置

指定管理者は、区と協議のうえ、自らの費用負担で設備等を持ち込み、設置することができます。なお、指定管理期間満了後は、直ちにこれを指定管理者の負担で撤去、搬出、原状回復するものとし、区では買い取り等を行いません。ただし、あらかじめ区と協議のうえ、残置することを区が承認したものについてはこの限りではありません。

(4) 賠償責任保険等への加入

指定管理者は、上井草スポーツセンター外1施設の管理の瑕疵に起因する損害賠償責任を負うことになった場合に備え、十分な賠償責任保険及び火災保険等に参加してください。管理の瑕疵とは、指定管理者の行う事業等の参加者に事故が起きた場合も含まれます。

従って、いずれの場合も、指定管理者及び従業員の賠償責任を区としては担保しません。また、区から貸与したものを含む什器、備品類に対する損害についても同様です。

※ 《参考》区が加入している「特別区自治体総合賠償責任保険」の概要

「賠償責任保険」と「補償保険」の2種類の保険により構成されている。賠償責任保険は、特別区の施設や業務に起因する事故について、特別区が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する保険である。補償保険は、特別区の施設や業務に起因する事故について、特別区が法律上の賠償責任を負担するか否かに関係なく、特別区が被害者に支払う補償金（見舞金）をてん補する保険である。

<保険金額及び免責金額>（令和7年度現在）

保険の種類	事故の種類	保険金額		免責金額
賠償責任保険	身体障害	1名につき1億円 1事故につき10億円		なし
	財物損壊	1事故につき2,000万円		なし
補償保険	身体障害	死亡補償保険	1名につき50万円	なし
		後遺障害補償保険	その程度に応じ50万円～2万円	
		入院医療補償保険	入院した治療日数に応じ1～5万円	
		通院医療補償保険	通院した治療日数が6日以上 のとき1万円	

9 災害発生時の対応

(1) 災害対策の整備

指定管理者は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）に対応するため、次の事項の実施に努めてください。

- ア 災害時の災害対応マニュアル及び事業継続計画等の整備に関すること。
- イ 防災訓練に関すること。
- ウ 従業者用の飲料水、食料等の備蓄に関すること。

(2) 東京都帰宅困難者対策条例に基づいた対応

指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例に基づいた周辺地域における住民との連携及び協力、事業所防災計画の作成及び周知、一斉帰宅の抑制、飲料水や食料などの備蓄、安否確認手段の周知等に努めることとします。

(3) 区や区民への協力活動

指定管理者は、区の防災対策事業及び区民が行う応急対策、復旧及び復興に関する活動に協力することとします。

(4) 施設利用者の安全確保

指定管理者は、施設利用者の安全を確保し、施設内の安全な場所に誘導することとします。また、人的被害があった場合は、応急救護を行い、消防署及び区へ連絡することとします。

(5) 被害状況の報告

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、指定管理者は、施設内と施設周辺の被害状況を調査し、区にその旨を連絡するとともに必要な措置を講じるものとします。また、指定管理者は災害対応に講じた措置を記録し、区に書面にて報告してください。

また、施設の一部又は全部が利用できなくなった場合は、指定管理者が施設利用者への周知や、施設の利用予定者に連絡を行うこととします。

(6) 大規模災害発生時の施設使用

大規模災害が発生した場合、施設を防災拠点として区が利用または利用を決定した場合、指定管理者は、区から施設の引き渡し要請に基づき、区に施設を引き渡すこととします。

また、施設の引き渡しを行う場合、指定管理者は、使用可能場所を見直し、区と指定管理者で協議することとします。

杉並区地域防災計画等に基づく施設ごとの役割は次のとおりです。

施設名	役割
上井草スポーツセンター	広域避難場所：大規模火災から身を守るため、一時的に避難するスペース 地域内輸送拠点：救援物資の受入、仕分け整理等のための輸送拠点
妙正寺体育館	遺体収容所：都及び警察署等と協議し、遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、納棺等を行う拠点

(7) 災害対応の協力

指定管理者は、区から災害対応の協力について要請を受けた場合、施設の引き渡し後も、区が実施する災害対応に協力することとします。

(8) 費用負担

区の応急対策活動の要請に協力した際に伴う経費等について、指定管理者は区にその内容を書面によって報告し、区は内容を確認し、指定管理者と協議のうえ費用負担を決定します。また、指定管理者が付保した保険により補てんされた金額相当分については、区の負担に含みません。

また、施設が通常の目的のために利用できなくなることに伴う指定管理者の収入減や、時間外の機械設備運転に伴う燃料費、設備類の一時的改変及び復旧費用、人件費の支出増への補てんは、その都度区と指定管理者とで協議のうえ定めます。

(9) 災害対応に関する協定

指定管理者は、(1)②に規定する必要な措置のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第2項に規定する応急措置を含む活動に関し、区との間で協定を締結しなければなりません。

(10) 大規模災害により事業の継続が困難となった場合

大規模災害等により、電力使用量の削減その他施設の通常の運営に影響を及ぼす事態が発生するなどの指定管理者の責めに帰すことができない不可抗力による事由で業務の継続が困難となった場合は、区と指定管理者とで、事業継続の可否について協議を行うこととします。
※詳細については、27ページの「15 留意事項（2）事業の継続が困難となった場合」を参照してください。

10 管理責任者の指定

指定管理業務について総括的な責任を持つ管理責任者（常勤で館長に相当する職）を指定してください。また、各施設において管理責任者が不在の場合に備えて、あらかじめ副責任者（管理責任者の代行者）も指定してください。

11 募集に関する事項

(1) 公募選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりとします。

最新情報は区の公式ホームページをご覧ください。

内 容	日 時
募集要項の公開	令和8年4月17日(金)
募集説明会及び現地見学会参加申込受付	令和8年4月17日(金)～令和8年5月1日(金)
募集説明会	令和8年5月7日(木)
現地見学会	妙正寺体育館 令和8年5月14日(木) 上井草スポーツセンター 令和8年5月21日(木)
募集に関する質問の受付	令和8年4月17日(金)～令和8年5月28日(木)
募集に関する質問への回答	令和8年6月11日(木) (予定)
応募書類の受付	令和8年6月29日(月)～令和8年7月2日(木) 午前9時から午後5時まで
第1次審査(書類審査)の結果通知	令和8年7月下旬
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年8月上旬
指定管理者候補者の決定	令和8年8月下旬
指定管理者指定の議案提出・審査	令和8年9月
指定管理者決定の通知、告示	令和8年10月
協定書・仕様書の協議等準備	令和8年10月～
基本協定及び令和9年度協定の締結	令和9年3月
指定管理者による業務開始	令和9年4月1日(木)

杉並区議会が指定管理者の指定に係る議案を否決した場合又は何らかの事由により議決を行わなかった場合においても、区は、応募者が応募に関して負担した費用(候補者となった後の準備行為に関する費用を含む)は、一切補償しません。

(2) 応募資格等

① 応募者の資格

応募者は、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行することができる団体とし、次の応募条件を満たしていることとします。

ア 専門性のある管理運営業務の実績がある事業者を選定することにより、安定的で質の高い区民サービスを提供するため、令和7年4月1日現在で、体育施設又はこれに類する施設の管理業務を引き続き2年以上行った実績を有することとします。

イ 応募者は、法人格を有する単独の団体又は法人格を有する複数の団体により構成された共同事業体(以下「共同事業体」という。)であることとします。

ウ 共同事業体で応募する場合は、必ず代表する団体(以下「代表団体」という。)を定め

ることとします。

エ 共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと、又は、単独の応募者となっていないこととします。

オ 共同事業体による応募の場合は、上記の実績を有する団体が代表団体又は構成団体に含まれており、実績を有する業務分野を自ら担わなければなりません。

② 欠格事項

以下の事項に該当する団体（構成団体のうちの一つの団体でも次の各号に該当する共同事業体もまた同じ）は、指定管理者の候補者及び指定管理者になることはできません。

ア 杉並区長、副区長、杉並区議会議員及び地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に定める委員会の委員又は委員が、代表者その他の役員である団体（区が資本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している団体を除く）

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 並びに建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（平成 28 年杉並区告示第 220 号）及び物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（平成 27 年杉並区告示第 173 号）の規定に基づき競争入札に参加することができない団体

ウ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当する団体

エ 当該団体又はその代表者が国税又は地方税を滞納している場合

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定の取消しを受けたことがあり、指定の取消しを受けてから 2 年を経過しない団体

カ 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）の中に、次のいずれかに該当する者がいる団体

a 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しない者

b 破産者で復権を得ない者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている団体

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団又は当該団体の役員が同条第 6 号に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体

ケ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている団体

コ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体

サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

シ 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）第4条に掲げる禁止行為を行っている団体

(3) 応募手順

① 募集要項等の配布

募集要項は、令和8年4月17日（金）より、区の公式ホームページで公開します。

URL <https://www.city.suginami.tokyo.jp> からダウンロードできます。

なお、窓口では、原則として募集要項は配布しません。

② 募集説明会及び現地見学会の実施

ア 募集説明会

募集要項に関する説明及び施設の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している団体等は、可能な限り参加してください。

説明会への参加は申込が必要となります。参加人数は各団体とも2名以内とします。共同事業体として参加される場合も、共同事業体で2名以内とします。

募集要項は、あらかじめ、区の公式ホームページから出力のうえ、各自で持参してください。

a 開催日時 令和8年5月7日（木）午前10時から正午まで

b 場 所 小川ビル4階会議室 杉並区成田東5-42-13

（東京メトロ丸ノ内線「南阿佐ヶ谷駅」徒歩1分）

イ 現地見学会

開場時間中は利用者がいますので、見学は原則できません。そこで、対象施設の現地確認のための現地見学会を実施します。設置された設備等、施設の現況を確認できる機会ですので、応募を予定している団体等は、できるだけ参加してください。

各室場、トイレ、更衣室など、普段利用者が利用している箇所のみを、参加団体全員一緒に見学します。機械室等の設備は見学できません。

なお、会場の都合により、参加人数は各団体とも2名以内とします。共同事業体として参加される場合も、共同事業体で2名以内とします。募集要項は、各自でご持参ください。

	開催日時	注意事項
妙正寺体育館	令和8年5月14日（木） 10時～11時	※当日は休場日ですが、館内整理を行っているため、作業を行っている場合等は入室できない場合があります。
上井草スポーツセンター	令和8年5月21日（木） 10時～11時	

※いずれの施設も、車でのご来場はご遠慮ください。

ウ 参加申込

募集説明会及び現地見学会のいずれも、5月1日（金）午後5時までに、募集説明会及び現地見学会参加申込書（様式6）を、電子メールで問合せ先（表紙裏面参照）へ送

付してください。

③ 資料の閲覧

- ア 閲覧日時 令和8年5月11日(月)から6月25日(木)まで
午前9時から午後4時まで
- イ 場 所 杉並区役所本庁東棟6階スポーツ振興課
- ウ 内 容 竣工図、備品一覧、体育施設運用マニュアル、プール使用基準
- エ 申込方法 電子メールで問合せ先(表紙裏面参照)へ事前に連絡してください。メールのタイトルは「上井草スポーツセンター外1施設指定管理:資料閲覧(〇〇)」とし、〇〇は団体名を入れてください。メール本文に、閲覧(来庁)希望日時を記載してください。他団体との重複の有無等を確認の上、区からメールを返信し、申し込みを確定とします。

④ 質問の受付及び回答

応募を予定している団体から募集要項等の内容に関する質問を受け付けます。

- ア 受付期間 **令和8年4月17日(金)から5月28日(木)まで**
- イ 提出方法 質問書(様式7)に記入のうえ、電子メールに添付して問い合わせ先及び応募書類の提出先(様式7参照)まで送付してください。

送信メールのタイトルは次の「 」内の通りとします。(「 」は不要。)

〇〇は質問される団体名を入れてください。

「上井草スポーツセンター外1施設指定管理:募集要項質問(〇〇)」

これと異なるタイトルによる提出は受け付けません。また、そのことによる不利益について、区は一切責任を負いません。

- ウ 回 答 質問と回答は、6月11日(木)までに区の公式ホームページに掲載します。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については、回答しません。

⑤ 応募書類

応募書類は以下のとおり受け付けます。書類の詳細は別紙3「応募書類一覧」をご覧ください。

- ア 受付日時 **令和8年6月29日(月)から7月2日(木)**
受付時間は午前9時から午後5時まで
- イ 受付方法 応募書類は持参を原則とします。郵送による提出も可能ですが、遅配を含む事故については、区は責任を負いません。電子メールに応募書類を添付しての応募及び磁気媒体による応募は受付できません。
ただし、「企画提案書の概要版」(任意様式)のみ、上記の方法に加え、電子メールにて電子データ(PDF形式)の提出を合わせてお願いします(メールアドレスは表紙裏面の問合せ先)。
- ウ 受付場所 杉並区役所区民生活部スポーツ振興課(杉並区役所東棟6階)

(4) 留意事項

① 重複提案の禁止

応募1者につき、提案は1提案とします。複数の提案はできません。

② 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、選定委員会が必要と認めた場合は、この限りではありません。

③ 失格

次の場合、応募者は失格となります。

ア 応募団体の関係者（応募予定者の関係者を含む。）が、選定委員会の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの公募に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的に接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・募集要項に基づき区が実施する募集説明会、現地見学会への参加
- ・募集要項に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・現に区から受けている指定管理業務及び委託業務等の履行に必要な行為
- ・区が主催する審議会、意見交換会等への参加

イ 応募書類に、虚偽の記載を行った場合

ウ 応募書類が、提出期限を過ぎて提出された場合

エ 参加資格を満たさなくなった場合

※詳細については、19ページの「11（2）応募資格等」を参照してください。

オ 審査の透明性や公正を害する行為があった場合

カ その他、応募にあたり著しく信義に反する行為があった場合

④ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。応募書類は、必要に応じ、応募者の負担で複写しておいてください。

⑤ 費用負担

応募に要する費用は応募者の負担とします。

⑥ 提出書類の著作権及び情報公開への対応

応募者の提出する書類の著作権は作成者に帰属します。ただし、区は選定事務に関する報告等のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、選定プロセスの透明性を高めるため、提出された応募書類のうち、企画提案書の概要版については、全応募事業者分を選定結果と併せて区ホームページにおいて公表します。それ以外の応募書類は、杉並区情報公開条例における「区が保有する文書等」として、同条例に基づく情報公開請求の対象となります。公開の可否は、同条例に基づき区が決定します。

区として、情報公開請求により公開する場合、行政の説明責任を果たす上で必要な場合、選定結果を公表する場合、その他行政の行為として必要と認める場合には、応募書類の全部又は一部を、無償で使用できるものとします。

⑦ 追加書類の提出

選定委員会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

⑧ 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式8）を提出してください。

⑨ 共同事業体構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、書類提出後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、合併、商号の変更等、業務執行上の支障がないと区及び選定委員会が判断した場合には変更を可とします。その際には、区の指示に基づき変更の書類を提出していただきます。

⑩ 共同事業体による提案

共同事業体として提案を行う場合は、応募に関する区とのやりとりの全てを、代表団体を通じて行います。

また、区が代表団体に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成団体に対して行ったものとみなします。同様に、代表団体が区に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成団体が区に対して行ったものとみなします。

12 選定及び審査に関する事項

(1) 選定の手順

指定管理者の候補者の選定は、次の手順により行います。

① 形式審査

応募者から提出された応募書類は、提出時点で必要書類が漏れなく整っているかを区が確認します。不足等がある場合は補完を求めますが、提出期限までに必要書類が準備できない場合は、第一次審査の対象から除外させていただきます。

② 第一次審査

応募者から提出された応募書類は、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置された選定委員会が第一次審査（書類審査）を行います。評価点が満点の60%以上の上位得点者（3団体程度）に対し、第二次審査を行います。

第一次審査の結果は、令和8年7月下旬に、形式審査を通過された全ての応募者へ通知します。共同事業体で応募した場合は代表団体あてに通知します。

なお選定委員会の判断により、第一次審査に当たって、補足説明資料を求める場合があります。

③ 第二次審査

選定委員会は、第一次審査（書類審査）通過団体について、令和8年8月上旬(予定)に第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行います。

詳しくは第一次審査通過団体にお知らせします。

④ 指定管理者候補者の選定

選定委員会は、第一次審査、第二次審査の採点結果を総合的に判断し、応募者の順位付けを行い、指定管理者の候補者を選定します。具体的には、第一次審査の点数と第二次審査の点数の合計点が60%以上であり、かつ第一次審査の点数と第二次審査の点数の和が

最も高かった事業者について、指定管理者候補者として選定します。ただし、いずれの応募者も一定の基準に達しない場合、候補者が選定されない場合があります。

選定結果については、第二次審査の対象となった全ての応募団体へ通知します。共同事業体で応募した場合は、代表団体あてに通知します。なお、選定結果については、後日、区の公式ホームページに公表します（詳細は26ページ参照）。

⑤ 指定管理者の指定

区議会において指定管理者の指定議決後、指定管理者は区と細目について改めて協議を行い、指定管理者の指定に関して必要な協定を締結することとします。

(2) 主な評価基準

評価項目	主な評価基準
①法人の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ○財務状況 ○労務管理状況 ○類似施設の運営実績 ○区内事業者<加点> (区内に本店または支店・営業所を有しているか) ○社会的責任に関する考え方や取組 <ul style="list-style-type: none"> ・従事者の権利擁護、労働環境の確保 ・情報公開、個人情報保護 ・区の施策や社会課題への理解・取組
②企画提案の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理運営に関する基本方針・取組姿勢 ○施設の管理運営業務の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ化による効果的・効率的な管理運営 ・区民（利用者）の立場にたった質の高いサービス ・施設利用促進に向けた取組 ・安全・安心な運営のための取組 ○施設の適正な維持管理についての考え方 ○組織体制及び人員配置 ○事業の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・一般使用・スポーツの日イベント等 ・スポーツ教室等の考え方・内容 ・地域に根差した取組 ・施設の特徴を活かした取組 ・その他の自主事業 ○収支計画 <ul style="list-style-type: none"> ・積算内容の妥当性 ・経費縮減や収入確保の取組
③総合評価	第一次、第二次審査全体を通した総合評価

(3) 選定結果の公表

区としての指定管理者候補者の決定後、プロポーザル方式による選定の透明性を確保するため、速やかに選定結果を公表します。公表期間は募集要項の公表を行った年度の翌年度から5年間で、区公式ホームページに掲載します。

公表する項目は以下のとおりです。なお会議録及び全応募事業者の企画提案書の概要版についても、以下の項目と合わせて公表します。

- ①件名
- ②選定事業者（名称及び所在地）
- ③指定期間
- ④選定経過
- ⑤選定理由
- ⑥選定委員の職名及び氏名
- ⑦審査結果（評価項目及び評価点、評価点内訳）
- ⑧参加事業者名
- ⑨所管課名

※⑦審査結果では事業者名をA社・B社と表記し、⑧参加事業者名は⑦審査結果とは別項目として、順不同で列挙して記載します（応募者が2者の場合も含む）。

(4) 指定管理者の指定

区議会の議決後に、指定管理者を指定します。

区議会での議決を得るまでの間に、選定された候補者を指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合、一定の審査基準を満たした次の順位の事業者を候補者として区議会の議決を得て指定します。また、区議会の議決が得られなかった場合、候補者が応募手続きに関して負担した経費については、区は補償しません。

(5) 指定の手続きができない場合の措置

選定された候補者について、指定されるまでの間に事故等により指定の手続きが不可能となった場合、一定の審査基準を満たした次の順位の候補者を区議会の議決を得て指定します。

13 協定に関する事項

(1) 協定の締結

杉並区議会の議決に基づき指定管理者を指定した場合、改めて、区と指定管理者が業務に関する条件や要求水準（業務仕様）について共通の認識を持つため、協議のうえ協定を締結することとします。協定は、指定管理期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事項を定めた「年度協定」を締結します。協定の発効は、施設の指定管理期間の始期とします。

また、災害時の防災協定について、18ページの「9 災害発生時の対応（9）災害対応に関する協定」に基づき、区と指定管理者で別途協定を締結することとします。

- (2) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合
区と指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

14 事業実施状況の区による確認等

(1) 区によるモニタリングの実施

区は、指定期間中に「モニタリングのガイドライン」に基づきモニタリングを実施するものとします。

※詳細については別紙1「業務の基準」13ページを参照してください。

(2) 監査の実施

区が年に1回実施する財政援助団体等監査の中で、本指定管理について、現場調査を含む事務事業監査の対象となる場合があります。なお、必要に応じて、臨時の監査を実施することがあります。

(3) 報告等に基づく指示

区は、指定管理に関わる業務の報告の内容並びに評価及び監査の結果等に基づき、指定管理者の管理の業務に関し改善の必要があると認めたときは、文書その他の方法により必要な指示を行います。

指定管理者は、改善指示に対し、改善計画書を提出してください。ただし、区が認めた場合は、口頭その他による報告に代えることができます。指定管理者が指示に従わない場合又は指示によっても改善が見られない場合は、改善勧告書により、必要な勧告を行います。

区は、指定管理者が改善勧告書に従わない場合又は改善勧告書によっても改善が見られない場合は、履行期限を定め業務改善命令を出します。業務改善命令に従わない場合又は業務改善命令によっても改善が見られない場合は、指定管理者の指定の取消しを行う場合があります。

15 留意事項

(1) 指定の取消し

① 指定の取消し

区は、条例に基づき、指定管理者による管理が適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この取消しや停止が指定管理者の責めに帰すべき理由による場合、区の被った損害について、指定管理者に求償することがあります。指定管理者の被った損害について、区は賠償しません。

なお、指定管理者は、施設の運営の継続に支障がないよう、区の指定する者（次期指定管理者等）へ円滑に業務の引継ぎを行うものとします。

② 協定が締結できない場合の指定の取消し

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当したときは、その指定を取消し、協

定を締結しないことがあります。この場合においても、区は、応募者が応募に関して負担した費用(候補者となった後の準備行為に関する費用を含む)は、一切補償しません。

ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 指定管理者としての応募資格を失ったとき、又は欠格事項に該当したとき。

オ 候補者が辞退したとき

③ 杉並区公契約条例に基づく取消し

指定管理者の協定は、杉並区公契約条例第2条第3項に基づく特定公契約に該当します。そのため、次に掲げるいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この取消しや停止が指定管理者の責めに帰すべき理由による場合、区の被った損害について、指定管理者に請求することがあります。指定管理者の被った損害について、区は賠償しません。

ア 従事者(受注先の従事者を含む)からの賃金に関する申し出について、指定管理者(受注関係者を含む)から報告がされないときや報告が虚偽であったとき。

イ 指定管理者(受注関係者を含む)が立入検査を拒否したときや立ち入り検査に非協力的であったとき(妨害、忌避、質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたとき)

ウ 指定管理者(受注関係者を含む)が是正措置の命令に従わないとき、是正報告がされないとき、又は是正措置に虚偽があったとき

(2) 事業の継続が困難となった場合

大規模災害等の、指定管理者の責めに帰すことができない不可抗力による事由で業務の継続が困難となった場合は、区と指定管理者とで、事業継続の可否について協議を行います。その結果、事業の継続が困難だと判断した場合、又は一定期間に協議が整わない場合には、区は指定管理者の指定を取り消すことができます。

この場合において、指定管理者の被った損害の補償については、区と指定管理者の協議に基づき定めるものとします。

(3) 施設等の変更及び原状回復

施設等の変更は原則としてできませんが、精算機等の指定された機器類の設置に必要な電源配置など、区と協議の上で、変更を行うことができます。変更を行った場合は、指定管理期間終了時に、原状に回復することを基本とします。

(4) 準備業務・引継業務

指定管理の開始後、直ちに円滑な施設の運営が可能となるよう、準備業務を行ってください。前指定管理者から以下の内容を引き継ぐと同時に、自主事業等に関する準備も行ってください。

また、指定管理期間が終了する際に、次期指定管理者への引継ぎを行うことも必要です。

① 指定管理期間前の準備業務

ア 「基本協定」発効までの期間に準備業務として、おおむね以下の業務を行うものとします。

- a 事業計画書作成
- b 職員採用・研修事業
- c 広報宣伝
- d 準備業務に関する区との連携・調整

イ 施設利用の使用申込について、指定期間開始時点において既に受け付けている、若しくは承認しているものについては、そのまま引き継ぐものとします。前指定管理者及び区は利用料金又は使用料を収納しないため、次期指定管理者が指定管理開始後に収納することとなります。

ウ 前指定管理者から業務を引き継ぐ場合は、施設の運営の継続に支障がないよう、円滑に業務の引継ぎを行うものとし、施設利用の使用申込その他、必要なデータ等の引き渡しを受け、指定管理期間開始時点から円滑に業務を行うこととします。

エ 準備業務に要する費用は、次期指定管理者の負担とします。

② 指定管理期間終了時の業務の引継ぎ

指定管理期間が終了する前に、区の指定する者(次期指定管理者等)に対して、業務の引継ぎを行ってください。

ア 施設利用の使用申込について、指定管理期間において既に受け付け若しくは承認しているものについては、そのまま引き継ぐものとします。ただし利用料金は収納せず、区の指定する者(次期指定管理者等)が収納することとします。

イ 指定管理期間の終了又は指定の取消しにより区の指定する者(次期指定管理者等)に業務を引き継ぐ場合は、施設の運営の継続に支障がないよう、円滑に業務の引継ぎを行うものとし、施設利用の使用申込その他、必要なデータ等を引き渡すものとします。

<主な引継ぎ内容>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・施設維持管理に関する事項・前指定管理期間中にサービス向上のために運用変更を行った事項・前指定管理期間後の施設予約に関する申し送り事項・苦情・要望に関する事項、物品管理状況・スポーツ振興事業に関する業務・リース契約に関する事項 |
|--|

ウ 引継業務に要する費用は、指定管理者及び区の指定する者(次期指定管理者等)の負担とします。

(5) 事業計画書等の作成

指定管理者は、本業務及び自主事業を実施するに当たっては、区と事前に協議を行った上

で、事業計画書、収支予算書及び報告書等を作成し、区に提出するものとします。

事業計画書等は、指定管理者が各年度の管理業務の予定を内外に示し、指定管理料の算出の基ともなる、重要な書類です。区と十分に協議のうえ、作成してください。

※詳細については別紙1「業務の基準」14ページを参照してください。

(6) 指定管理者名及び指定管理期間の表示

施設内に、指定管理者名及び指定管理期間についての掲示を行うとともに、印刷物、各種事業等において表示し、利用者への周知を図るものとします。

(7) 応募書類は日本語を用いるものとし、また、通貨は日本円とします。

(8) 本「募集要項」に記載のない事項については、区と協議を行うものとします。

16 その他

指定管理者募集に併せて、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）の提案を募集します。（指定管理者の応募要件ではありません。）

(1) 応募資格

指定管理者に応募した者（以下「指定管理者応募者」という。）又は指定管理者応募者の関連企業等です。なお、関連企業等には一定の条件がありますので、「杉並区上井草スポーツセンター及び杉並区妙正寺体育館ネーミングライツパートナー募集要項」をご確認ください。

(2) パートナー選定の手順

指定管理者の選定後に、「杉並区ネーミングライツ事業実施要綱」（平成30年杉並第70388号）に基づき、区が設置するネーミングライツパートナー選定会議によりパートナーを選定します。

指定管理者として選定された事業者（指定管理者応募者の関連企業等を含む。）がパートナーに応募している場合、その提案内容について審査を行った結果、選定基準に対し一定の点数を満たした場合、パートナーとして選定します。

指定管理者候補者がパートナーに応募していない場合、又は応募をしたものの、その提案内容について審査を行った結果、パートナーとして選定されなかった場合は、指定管理者候補者とは別業種の事業者に限定してパートナーの再公募を行います。

※指定管理者とパートナーが別事業者で同業種の事業者となった場合は、施設運営における事業者間の連携・調整等、様々な課題が生じるため。

その他パートナー募集の詳細については、「杉並区上井草スポーツセンター及び杉並区妙正寺体育館ネーミングライツパートナー募集要項」を参照してください。